

【主な実費について】

実費 については、**手数料**（添付書類としての評価証明書、住民票、戸籍謄本等の役所へ支払う交付手数料）、郵送のための**郵便切手代**、**電車代等の交通費実費** 等があります。

また、

【**登記手続き**】では、①**登録免許税**、②**登記印紙代**、③**登記情報提供サービス費用**

、
【**裁判事務**】では、①**訴訟の手数料（収入印紙）**、②**予納郵券（切手代）**、
③**予納金・保証金** 等があります。

登録免許税は、登録免許税法に規定に従い、登記を受けるときに登記を受ける者が支払う国税です。税額は、不動産の所有権の移転登記のように不動産の価額に一定の税率を乗じることになっているもの、1件当たりの定額になっているものなどがあります。

【[登録免許税の税額表](#) [国税局HP](#)】

登記印紙代は、登記手数料令の規定に従い、登記事項証明書や図面の写しの交付を受けるときに法務局に支払うものです。**登記情報提供サービス費用**はコンピュータ化された法務局が保有する登記情報をインターネットを利用して、事務所のパソコンで確認することができるサービスに対して支払う費用です。

【後記別表参照 [法務省民事局HP](#)から】

訴訟の手数料は、民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い、手数料額の算定方法は、裁判手続の種類によって定められています。手数料は、収入印紙で、訴状や申立書に貼付して納付します。

【手数料額早見表<http://www.courts.go.jp/saiban/tetuzuki/pdf/hayami.pdf> [裁判所HP](#)から】

予納郵券は、裁判所に予め収める切手代です。事件の種類によって予想される切手を予め納めます。**予納金**、**保証金**は、裁判所に予め納める金員で一般的に予納金は、費用、保証金は、疎明、損害等を担保するもので事件の種類、内容により金額が決定され予め収めます。

○ 不動産登記、商業・法人登記における主な登記手数料（平成19年4月1日～）

証明書等の種類	手数料額	
登記簿の謄抄本・登記事項証明書 （代表者事項証明書を含む）の交付	1通	1,000円
登記事項証明書の送付（オンライン請求）	1通	700円
登記簿の閲覧・登記事項要約書の交付	1件	500円
地図・地図に準ずる図面の閲覧	1枚	500円
地図の写しの交付	1筆	500円
地図、土地所在図等の証明書の送付（オンライン請求）	※	500円
印鑑証明書、資格証明書等の証明	1件	500円

※ 手数料納付の単位については、地図等の証明書は「1筆の土地又は1個の建物」、土地所在図等の証明書は「1事件」となっています。

登記情報提供サービスにおける主な手数料 （平成19年4月1日～） 提供される情報の種類	手数料額（1件）
全部事項 （登記記録の全部の情報の提供）	480円 （指定法人手数料を含む。）
所有者事項 （不動産の所有権の登記名義人のみの情報の提供）	170円 （指定法人手数料を含む。）
地図、土地所在図等の情報の提供	470円 （指定法人手数料を含む。）